



# ONE for ONE TIMES



**本号では、三権の一員を担う司法(裁判所)にスボットを当て、憲法が定める裁判所の役割やその存在意義について考えてみます。**

## 裁判所の役割

国は、国家権力に基づいて、全国民に対し、国会で国会議員の多数決により制定した法律を守ることを要求しています。

裁判官は、国家権力に基づいて、判決を下し、全員に法律を守るよう要求しています。

このように国家権力は国民を制限しています。但し、その反面として、第一次的に国家権力を行使する国会議員、裁判官は、憲法99条によって、自身が憲法を遵守する義務を負っています。

つまり、裁判官は、憲法99条の「裁判官の憲法遵守義務」を負うからこそ、国家機関たる裁判官として、法律を解釈し、全国人民に法令の遵守を要求する根拠を有しているのです。

憲法98条1項は、「憲法に反する國務行為は無効」と明確に定めています。

したがって、1人1票裁判では、憲法遵守義務を負う最高裁判所の各裁判官は、【自らが違憲と判断した国務行為(つまり、「非人口比例選挙」)を憲法98条1項に基づき「無効」と判断する義務】を負い、また、【憲法56条2項、1条、前文第1文に基づき、「憲法は人口比例選挙を要求している」旨明示した最高裁判決を出す義務】を負っています。

2017年にもなり、日本の最高裁判所が、多数意見で人口比例選挙(1人1票)の原則を明言しないことこそが異常です。

日本の最高裁判所が1人1票判決を出せば、日本が、法の支配によって、自国民による眞の民主主義国を創設したことを見出します。そして、民主主義と法の支配の価値観を共有する先進民主主義諸国は、その判決に対し、惜しみない称賛を送ることでしょう。

## 「法の支配」と「事実の支配」

裁判所が判決で示す「法の支配」とはどのようなものなのでしょうか。

ここで、具体例として、東京高判平13・5・22(O光学職務発明相当対価請求事件(判時1753号39頁))を紹介いたします。

この事件で、会社側は、『裁判所が、特許法35条3項、4項を強行法規と解して、職務発明の対価に関する社内規定を超える対価を認めることは、現行の取り扱いとあまりにもかけ離れたもので、到底採用できない』日本の企業の多くが発明の取扱いに窮り、特許管理の崩壊をもたらすことになる。』旨の「事実の支配」を主張しました。

これに対し、裁判所は、「一審被告(会社側)

引用者注)の主張は、…(略)…明らかに上記強行法規に反する主張である。一審被告が主張するように、日本企業の多くがこれまで社内規定により相当の対価の額を一方的に定め、どのような場合にもそれ以上の請求はできないとしていた実態があるとしても、それは強行法規に違反する取扱いが事実上行われてきたことを示すにすぎず、そのことは、何ら、上記解釈を探ることの妨げとなるものではない。」(強調 引用者)旨判示し、会社側の「事実の支配」の主張を排斥して、「法の支配」が貫徹することを、判決文の中で明示しました。

## 「無法状態」を放置する裁判所

ところが、日本では、国民主権・民主主義の根幹である選挙では、「法の支配」が機能していません。

なぜなら、最高裁判所の違憲状態判決は、結果として、国会活動を行う正統性のない人々が、国会議員と名乗り、主権者たる国民を制限する法律をつくり、巨大な国家権力を握る総理大臣を選ぶことを容認してしまうからです。最高裁判所の違憲状態判決が、「違憲状態国会議員による国家権力の行使という『無法状態』」を放置してしまっています。

これでは、国民は裁判所を尊敬できません。裁判所の判決を尊重するという国民のコンセンサスがなければ、司法国家は、成り立ちません。

## 合わせ鏡としての主権者の役割

昨年(2016年)の参院選(選挙区)の1票の不公平等に関する1人1票裁判(全14高裁・高裁支部)は、現在最高裁判所大法廷に係属し、年内には判決が出ると予想されています。

民主主義国家では、国家権力と国民(主権者)は合わせ鏡の関係にあります。

民主主義国家を維持していくためには、国民(主権者)のための努力が不可欠です。

次の最高裁判決で最高裁判所がその憲法上の役割を果たし、「人口比例選挙(1人1票)の原則」を明示する判決を出すよう、国民は「草の根」で情報を広め、最高裁へメッセージを送り続けなければなりません。

## 寺田最高裁長官の新任判事補に対する言葉

2017年1月16日、新たに裁判官として採用された78人の判事補に辞令が交付されました。寺田逸郎最高裁長官は、新任判事補に向かって、

「社会としては、納得のいく落ち着き、そういう環境を求めていたんだと思います。司法はそういう環境を作り出す大きな力の一つであります。社会からの期待を答えるためのいろんな努力に加わって下さるということをぜひ期待したいと思います。」と呼びかけられました。

寺田長官の述べる「納得のいく落ち着き、そ

いう環境」が具体的に何を指すのかは不明です。

しかし、憲法には、

「憲法尊重擁護義務」(裁判官は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。99条より)

「裁判官の独立」(すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。76条より)。

「最高法規」(この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。98条より)

との規定があります。

全ての裁判官(新任判事補を含む)は、憲法の上記規定に基づき、裁判により、日本国憲法の定める法秩序を実現する義務を負い、その義務を果たすために存在します。

例えば、仮に違憲の状態が恒常化している現実があった場合、それを正常の状態に戻そうとすれば、多少の変革の波が立つこともあります。

しかし、裁判所は、憲法上、「事実の支配」の追認ではなく、「法の支配」を実現するために設置されているのですから、各裁判官は、その使命をシッカリと認識し、その使命を果たすために憲法が裁判官に付与している権限を諒めることなく行使し、「法の支配」を実現する義務があります。

仮に寺田長官の述べた「納得のいく落ち着き」が「事実の支配」をも包含するのであれば、それは憲法の間違った解釈です。憲法が裁判官に対して義務づけているのは、「事実の支配」ではなく、「法の支配」の実現であるということを国民が發言していかなければなりません。

1人1票裁判では、福岡高判平成22(2010)年3月12日(森野俊彦裁判長)が、「憲法が、『誰もが過不足なく一票を有する』との理念を目指している」と判示するにあたり、

「同最高裁判決(平成21年9月30日判決 引用者注)が明言するように、投票権の平等が憲法上の要請であり、ひいては民主政治の基盤であり、その理念は不变であつて、これが現実の世界において実現しているかどうか日々検証することこそ、最重要課題であることをうなづけば、こうした議員定数の問題が司法の俎上に載せられた場合においては、裁判所としてはその都度、最高裁判決の存在及びその内容を十分に念頭におきつつも、定数配分のあり方について原点に立ち戻ったうえで熟慮、検討するのが相当であり、国会の裁量権の有無及び範囲についても、その判断枠組みも含めて、新しい観点から比較的柔軟に検討を加えることが許されるものと考える」(福岡高判平成22(2010)年3月12日判決文14頁4~12行)と述べています。

投票権の平等は民主政治の基盤であり、民主国家として存立するために不可欠な要素です。

最高裁判所の各裁判官は、この問題が俎上にあがつた時は、憲法理念の原点の解釈に立ち戻り、ノ

憲法の条文と良心のみに従い、独立して判決することとが、憲法上義務づけられていることに十分留意していただきたいと思います。

**最高裁判決で、どの裁判官が“1人1票”に賛成か反対かが明らかになります。**

**そして、国民は、その判決での各裁判官の意見に基づいて“最高裁判所裁判官国民審査”を行えます。**

最高裁判所裁判官国民審査は、衆院選と同時に行われます。最高裁判所裁判官国民審査は、選挙同様、国民の参政権です。主権者として、情報に基づき、しっかり国民審査を行いましょう!

次回国民審査の対象となる最高裁判所裁判官は、⑥大谷直人裁判官、⑦小池裕裁判官、⑧菅野博之裁判官、⑨林景一裁判官、⑩戸倉三郎裁判官、⑪木澤克之裁判官、⑫山口厚裁判官の7名です(下記☆印)。

現職裁判官でこれまでに**1人1票の原則を個別意見で明言した**のは、下記2名(括弧内は前職)。

- ① 鬼丸かおる 裁判官(弁護士)
- ② 山本麻季 裁判官(内閣法制局長官)

さて、次の最高裁判決での、下記③~⑯の各裁判官の判断はいかに?

- 2014年最高裁判決(參)の補足意見で違憲状態国会議員の民主的正統性の疑義を述べた5名の裁判官のうち、現職の裁判官は下記2名。

- ③ 岡部喜代子 裁判官(元裁判官・学者)
- ④ 山崎敏充 裁判官(東京高裁長官)

- その他

- ⑤ 木内道祥 裁判官(弁護士)
- ☆⑥ 大谷直人 裁判官(大阪高裁長官)
- ☆⑦ 小池裕 裁判官(東京高裁長官)
- ☆⑧ 菅野博之 裁判官(大阪高裁長官)
- ☆⑨ 林景一 裁判官(外交官)
- ☆⑩ 戸倉三郎 裁判官(東京高裁長官)
- ⑪ 寺田逸郎 裁判官(広島高裁長官)
- ☆⑫ 木澤克之 裁判官(弁護士)
- ☆⑬ 山口厚 裁判官(学者)
- ⑭ 池上政幸 裁判官(大阪高檢査事長)
- ⑮ 小貫芳信 裁判官(東京高檢査事長)

## 私たち、1人1票派裁判官を支持します!

[お問い合わせ] ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221  
[問い合わせ] EmailとFaxのみで受付けております。  
連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

**一人一票実現国民会議**